

(保16) F
平成23年4月6日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中川俊男

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナ錠50 μ g
「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

今般の震災の影響より、安定した供給が困難となっているチラーヂンS錠等(一般名:レボチロキシナナトリウム)につきましては、平成23年4月4日(保7)Fにてご連絡申し上げましたとおり、厚生労働省から要請を受けた「サンド株式会社」が、ドイツで販売されているレボチロキシナナトリウム製剤(50 μ g)を緊急輸入し、4月前半を目途に供給開始を予定しております。

今般、緊急的に輸入されるレボチロキシナナトリウム製剤(50 μ g)の医療保険上の取扱いが下記のように示されましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

○レボチロキシナ錠50 μ g「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

当該製剤は、既に日本で製造販売承認されているレボチロキシナ錠50 μ g「サンド」と薬事法上同一のものであることから、日本薬局方の表示がない場合であっても、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」に記載されている以下の品目と同様の取扱いとする。

品名: ㊦レボチロキシナナトリウム錠
規格: 50 μ g 1錠
薬価: 9.60円

(添付資料)

1. 東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナ錠50 μ g「サンド」(緊急輸入用)の医療保険上の取扱いについて

(平23.4.6 保医発0406第1号 厚生労働省保険局医療課長通知)

保医発0406第1号
平成23年4月6日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

東日本大震災及び長野県北部の地震に伴うレボチロキシナ錠50 μ g
「サンド」（緊急輸入用）の医療保険上の取扱いについて

今般の東日本大震災及び長野県北部の地震の影響により、レボチロキシナ錠50 μ g「サンド」を緊急輸入しているところであるが、本製剤の医療保険上の取扱いについては、日本薬局方の表示がない場合であっても、薬事法（昭和35年法律第145号）上、同一のものとして製造販売承認されているレボチロキシナ錠50 μ g「サンド」と同様、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）別表に記載されている品名「㊦レボチロキシナナトリウム錠」、規格「50 μ g1錠」、薬価「9.60円」として算定することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。